令和５年度

東大和市地域福祉審議会会議録

第１回　障害者部会

東　大　和　市　地　域　福　祉　部

〇Ｈ部会長　それでは、議事の１、第３次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査結果の考察についてであります。

事務局から説明をお願いいたします。

〇ぎょうせい山崎研究員　株式会社ぎょうせいの山崎と申します。よろしくお願いいたします。

資料は、１と右肩に書いてあるものです。アンケート結果の考察となっておりますが、まず資料１のほうは、１ページから、少しだけ統計的な数値が載せてありますので、簡単にここをさらっと触れていきたいと思います。

１ページでございますが、障害がある人の状況ということで、ここでは手帳をお持ちの方の人数をまず載せているということでございます。表の右下が令和４年度の３月末、要は今年の３月末現在ということで、手帳をお持ちの方の総数としては、手帳の数としては４，４３４人ということで、５０人ぐらいずつ、毎年少しずつ増えていっているということでございます。前年としてはそういう形になります。

２ページからが身体障害のある方、まずは身体障害者手帳所持者の方のお話が２ページから出てきます。この手帳の場合、ご高齢の方が占める割合が非常に高いのですけれども、全体としては少しずつ減ってきているというような状況が、この身体障害者手帳の所持者数ということになっています。

ちょっと飛びますけれども、４ページ、知的障害のある人、東京都の場合は愛の手帳所持者ということになりますが、こちらは令和４年度末現在で８３０人、じりじりと増えてきているというような言い方がいいんでしょうか。少しずつ毎年増えてきているという状況です。

５ページに、精神障害のある人の話になります。まず、上のグラフは、精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療（精神通院）の受給者数の推移ということでグラフにしておりますが、どちらも、手帳をお持ちの方も、受給者数そのものにつきましても、こちらも増えてきているという状況でございます。

その５ページの下の難病患者のほう、こちらも難病等医療費助成申請受理件数でいえば、増えてきているということになってございます。

６ページが、今度は支援が必要な子どもたちということですが、まず本市の場合は、保育園における障害児等の保育の対象者数、それと、やまとあけぼの学園の児童発達支援の在籍児童数というのが、それを合わせると、令和４年度で７６人という結果になっております。

これとは別に、小学校、中学校におきましても特別支援学級等々がありますが、中でも特に人数が最近増えてきているという言い方をするならば、小学校のほうのいわゆる通級指導学級利用児童数というのが増えてきているよというのは、表にあるとおりでございます。令和４年度現在で、２５１というところまで増えてきたというところです。これが統

計数値の東大和市の今の状況ということでございます。

では、本題のほうのアンケート結果の考察ということになりますが、アンケート結果につきましては、前回等にご報告させていただいたとおりですので、８ページ、考察の部分のみをご説明したいと思います。

まず、２－２の障害当事者向け調査のほうから見る考察でございますが、その１つ目の分野、（１）の回答者の属性から何が見えるかということで、年齢、それから同居家族、主な世帯の収入であるとか、それから高次脳機能障害、それから発達障害があるという方たちへのサポートなどなどの設問の回答から、考察というのが、そのページの下のグレーの四角いところに書いてあるというからくりになってございます。

ちょっと読みますけれども、年齢構成や世帯構成が障害ごとに大きく異なって、そのことが個々の回答にも表れていると。それから、高次脳機能障害や発達障害のある人に必要なサービス、情報提供、相談体制が十分整っていないことが推察されるというのが、回答結果等の答えから導き出されています。

９ページに移ってください。

（２）の介護・支援の状況について、ここでは、実際介護・支援をされている方はどなたなのかという問いや、それから介護・支援が受けられなくなった場合の意向、それから介護・支援をしているご家族へ必要な支援は何かなどのことから、グレーの部分ですけれども、知的障害、精神障害、難病患者、発達障害のある人は、介護者や支援者の亡き後の支援など、将来の生活に不安を具体的に描けないという課題があります。知的障害の人は、グループホームに入居したいという割合も２９．９％と高く、保護者の希望が反映しているとも考えられます。

続いて、３番目のテーマでございますが、住まい、生活について、ここでは、今の暮らし方、それから今後の暮らしへの意向などから、今の話につながるところもありますが、知的障害、精神障害のある方への地域生活支援が求められています。例えば、住まいの場としてのグループホームの整備であるとか、精神の方等々のニーズの見られる独り暮らしへの支援などが考えられるというふうにまとめています。

１０ページをご覧ください。

４つ目のテーマの健康や医療について、アンケートの結果のほうでは、かかりつけ医の状況であるとか医療機関を利用する際に困っていることなどの回答から、市内には精神科や特殊な病気に対応する専門的医療機関が少ないこと、また、そこへの通院の負担にも課題があります。それから、知的障害、発達障害のある人では、意思疎通や障害への理解が課題となっていますというのが、回答から見られるというところであります。

５番目の就学・就業について、ここでは、今の就業の状況、それから仕事をする上で困っていること、今後の就業意向であるとか、それから、障害のある人が就業するために必要なことは何か。それから、通園・通学、学校等へ通っている場面において困っているこ

と、心配なことは何かなどなど、いわゆる日中の活動というところで見ているところでございます。

ページが飛んでしまいますが、１１ページの上にその考察をまとめてあります。

精神障害や発達障害のある人の就業において、収入が少ないことへの保障も課題であると考えられる。それから、精神障害や発達障害のある人への就労支援の必要性が高くなっています。卒後・進路についての情報不足が課題となっているというのが、アンケートの結果から得られるということでございます。

６番目のテーマ、外出・社会参加について、これは、アンケートの設問の中の外出時の困っていること、それから、社会参加に必要な支援とは何かというような問いから、考察の部分ですが、障害によって外出の際、困り事に違いがあると。障害特性に応じた多様な外出支援が求められるということで、バリアフリー、それから外出支援、経済的支援とか、そもそも外出先での障害への理解、活動場所の確保などが考えられるというふうになっています。

７番目のテーマの障害福祉サービスについては、現在利用されている方たちの満足度評価、それから、ページ変わりますが、利用に関して困っていることなどの意見から考察、グレーの部分ですけれども、特に精神障害、難病、発達障害のある人を対象としたサービスの情報不足が指摘されている。それから、知的障害のある人からは、サービス提供体制の充実が求められているというのが、特に指摘として上がっているということでございます。

８番目の福祉や生活に関する相談・情報入手について、これは、困っていることの相談先、それから本市が整備しています地域生活支援拠点「うぃずねっとｉ」の認知度、それから利用意向などなどを整理したところの考察でございます。家族や親族、友人・知人のほかは、医療機関や施設職員、ホームヘルパーなど、日頃身近に接している人に相談しており、市の職員、相談支援事業所、地域活動支援センター等の相談機関への相談はまだまだ多くないと。地域生活支援拠点「うぃずねっとｉ」について、今後さらなる周知・啓発が課題となっているということが見えるということでございます。

１３ページ、災害時の避難・対策等について、これは、災害時に困ることとか、支援制度、登録の話についての考察ですが、障害特性に応じた避難所の整備、医療機関との連携をはじめとする体制の充実が課題となっている。それから、支援制度、登録制度のさらなる普及啓発が必要だと。

それから、今回のアンケートでは、テーマの１０番目ですけれども、新型コロナウイルス感染症の生活への影響というのを聞いていました。コロナ禍で困ったことということから見えることとしては、コロナ禍の経験を生かし、感染症拡大防止の場面における障害のある人への支援について検討していくことが大切だと。

１４ページです。

１１番目のテーマの障害のある人の権利擁護・理解促進について、これは、差別・偏見、疎外感を感じることはあるかどうか。それを感じるとすれば、どのような場面かという設問から、特に知的障害、精神障害、発達障害のある人の権利擁護・理解促進を今後も推進していく必要がある。差別解消法や成年後見制度等の権利擁護の制度について、一般への周知とともに、当事者への周知や啓発も重要と考えられる。

１２番ですけれども、今後の障害者施策という意味で、皆さんに聞いたことから見えることとしては、これまでの繰り返しになりますけれども、グレーのところですが、障害への理解、経済的支援が共通の項目として、充実が求められています。雇用・就労支援、グループホームの整備、居住支援（住まいの確保等）の課題が指摘されているというようなことで考察をまとめています。

１５ページからは、もう一方の障害サービス等事業者向けの調査でございます。

１番目の基礎的な情報から見えること、これは、勤続年数が５年未満の事業者が３０％を占めている。職員の定着化も課題と言えると。

２番目のテーマとしては、サービス提供の課題、それから取り組んでいる虐待防止対策、それから取り組んでいる利用者の意思決定支援などなど、サービスの提供・充実に向けたスキルアップ、職員の確保が求められているということが言えます。

３番目、１６ページをお願いします。

事業運営及び経営状況について、これは、経営上・運営上困っていること、それから人材募集の話、令和３年度の経営状況などなどを聞いたところでございますが、経営の安定化、職員の確保が課題になっている様子がうかがえると。

４番目のテーマ、今後の意向についてですが、ここでは、サービスの質の向上のため特に取り組んでいること、それから、必要と思う行政等の関係機関からの支援、そして、これは新しい設問でしたが、共生サービスの指定を受けるかどうかの意向、それから、今後新たに実施予定、実施していきたいサービスはありますかなどなどなんですが、どちらにしても、サービスの提供・充実において、人づくりというのがまずまず大事だというのが回答があります。

ちなみに、共生サービスの指定を受ける必要があるかということについては、障害のほうのサービスにつきましては、ここにあるとおり、「共生型サービスの指定を受けるつもりはない」というご回答が６５．８％ということで、障害福祉サービス側での意向は低いとなります。

一方、同じ時期に、ここに書いていませんが、介護保険の事業者のほうにも同じような問いをしています。あちらには逆の聞き方をしたんですけれども、障害福祉のほうのサービス展開をするつもりはあるかどうかという設問を立てましたが、あちらのほうでも、回答があった６３事業所のうち、「指定を受けるかどうかは検討中である」という回答が６．３％でした。なので、時期が時期、去年の１１月とかの話なので、まだ見えない時期だと

は思うんですけれども、その時点で、はっきりやるというところはなかったという状況であったということになります。

最後、１７ページですけれども、障害福祉サービス、障害のある人の施策への意見、これは、事業所側のほうからどういう見方をしているかということですが、考察としては、サービスの提供基盤の充実として、具体的にどういう基盤の充実の話が出たかというと、グループホーム、共同生活援助、それから短期入所、児童発達支援などが不足しているんじゃないかという声が上がっているということでございます。さらに、教育や就労、家族への支援など、障害のある人を取り巻く様々な場面の充実というのが指摘をされているということでございます。

ここまでがアンケートの考察ということになります。

以上で説明を終わります。

○Ｈ部会長　ありがとうございました。

第３次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査結果の考察について、事務局からの説明が終わりました。

今のご説明にご意見、ご質問があれば、伺いたいと存じます。発表の前にお名前を言っていただくとありがたいです。よろしくお願いします。

○Ｊ委員　Ｊです。

年齢ですけれども、身体障害者はかなりの割合で高齢化していまして、それに対して、知的障害、精神障害の方はまだまだお若い方が多いということで、例えば、今年のほうの（５）の就業意向のところで、例えば高齢化している人間に就業の話、質問してもあまり意味がない。その結果が、同じ統計レベルで議論されても、あまり意味がないというのが幾つか感じ取れるんです。

なので、例えば精神とか知的が、まだ年齢層が若いので、就業とかいろんなことに意欲あるんですけれども、身体の高齢化している人は就業の意欲はないですし、私のイメージ、視覚障害者が主にですけれども、あまり高齢化している人は動いていない、出歩いていないんですね。

例えば視覚障害者、１級・２級で約１００人近くいるんですけれども、でも、情報保障のサービスを受けている人って３０人に満たないですね。ということは、残りの人たちは介護とか、動いていない。動いていないと、あまり不満持たないですね。なので、ちょっとそういう、そこの分析というか、年齢的なものを少し意識した考察みたいのがあるといいかなと。

特に５番の就業意向で、年齢絡みで、うんそうだなと思うのが、例えば障害福祉サービスの満足度、高齢で動いていない人は満足しちゃうんです、単純に。なので、そういうところはちょっと考えていただければと思いました。

以上です。

〇H部会長　ありがとうございます。

事務局からから何か、調査対象の年齢と調査内容のところは返答ありますか。

〇ぎょうせい山崎研究員　アンケートではもちろん、年齢でクロス集計をかけるんですけれども、ご高齢の方、身体だ何だと障害と関係なくということで、ご高齢の方は身体の方が多いと思うんですけれども、ご高齢の方は働きたいとは思わないということでというのはアンケートから見えています。

ただ、それはそれとして、もう働く意欲がなかったとしても、障害のある方たちが働くためにはどういうことが必要かということについては答えられますので、多分自分たちの経験として、昔働いていた方もいらっしゃるだろうし、そういうのはそれでアンケートを取っていますので、考察としては入っていませんけれども、もちろん計画のほうにいったときには、ご高齢の方、ライフステージに合わせた、こういった施策というのも見ていく必要はあると思います。ごもっともなご意見だというふうには思います。

〇H部会長　ありがとうございます。

今のＪ委員の就業についてのアンケートの部分で、何かほかの委員の方、ご意見ありますか。

〇Ｊ委員　就業にしても外出にしても……

〇H部会長　外出もですね。

〇Ｊ委員　例えば障害福祉サービスの満足度にしても、動いていない人たちって、あまり文句ないよね。

〇H部会長　動いていない人たち、なるほど。

〇事務局（小川障害福祉係主事）　小川ですけれども、極端に言うと、そういうことを考慮してアンケートを行うとしたら、また高齢に合った設問内容とかというのを、この設問は高齢の方に答えてくださいとか、そういうような工夫が必要かなというふうには、今のご意見から考えたところですけれども。

それはちょうど、最後の議題で見ると、次の計画のアンケートというところがあるので、そういうところでも、ちょっとご意見いただければいいかななんて思います。

〇H部会長　それでは、それ以外のことについて。

M委員。

〇M委員　考察のところを読ませていただいて、障害への理解というのが度々出てくるというか、複数回、考察の中に、障害への理解を促進することが必要であるというまとめが幾つか出てきていますけれども、いかに進めていくかが、これ以降問題になるんでしょうし、あとちょっと、これはまだ考察はこれからなんでしょうけれども、共生型サービスを受けるつもりがないのは６５％ですよね。これはどういうふうに、そういう関係のお仕事をされている事業所のほうで６５％までが、現時点においてですけれども、そんなサービスの指定を受けるつもりはないよというのは、どういう人材不足だったりいろいろあると

思うんですが、そういうことの考察をしていく必要があるのではないかなと思いました。もうされているのかもしれませんけれども。

以上です。

○Ｈ部会長　ありがとうございます。

その点についてはいかがですか。

○ぎょうせい山崎研究員　こちらの障害のほうでは、共生サービスに参加する意向はあるかどうかということでお話をとどめていたんですけれども、逆の言い方をすると、介護のほうでは、どういったものに課題があるのかということまで、ちょっと突っ込んで聞いた設問がくっついていまして、それと同じ傾向だということでいうと、やっぱりサービスを拡大しようというときには、それなりの人を確保しなくてはいけない。それから、人を確保するだけでなくて、体制とかマネジメントとか資質という部分の向上も、研修も含めてですね、やはり人づくりというのが大きく事業展開の課題となっているというふうに感じている、回答の裏側にあるというのが介護のほうでは見られたんですね。

もしそれが同じだとすれば、障害サービス中心としていくことにおいても、やはり人づくり、人の確保、その部分がネックになっている。はなからやりたくないということを言っているわけじゃなくて、するためにはこういうのが要るよねということを感じている可能性もあるかなということは思います。

○Ｍ委員　ありがとうございます。

○Ｈ部会長　事業所側としては何かご意見ありますか。

○Ｉ委員　Ｉです。

第２あとりえトントンとしましては、現状今、就労継続支援Ｂ型なので、６５を超える人もご本人が働く意欲があれば、例えば７０過ぎても引き受けて出していただける現状の中で、また介護保険に近いようなサービスを並行してやるというのは、現状うちの体力だと難しいかなと思っていまして、必要な場面が出てくれば、また連携しながら、いい形でほかの施設さんに紹介、つなげられるようにしていくとか、その辺が現実的なところかなというふうに考えているところでございます。

○Ｈ部会長　ありがとうございます。

Ｌ委員、何かありますか。

○Ｌ委員　重度心身障害児は、ちょっとそのあたりがあれで、すみません。

○Ｈ部会長　介護保険のほうが収入が少ない感じがするね。というのもあって、障害福祉サービスのほうからすると、そこに手を出してまでというのはありますよね。余計なことを言ってしまいました。

ほかに何かご意見ありますか。

Ｉ委員。

○Ｉ委員　ちょっと考察を読ませていただいて、感想みたいな形になってしまうんですが、

３点なんですけれども、１０ページ、１１ページの就学・就業についてなんですが、特に精神とか発達の方で、困り事として、収入が少ないというところが４割近くであったりとか、反面、働きたいという希望も４割あったりとか、特に精神、発達、難病だと、障害に応じた柔軟な働き方の整備を約半数近くの方が求めているというところで、この中を見ていくと、単に収入が少ないというところが、なかなか働くのが難しいというだけじゃなくて、例えば、ほとんどこの辺の方は中途障害なので、なかなか障害年金が受給できないケースとか、単身生活をされている方も多い中で、家族から援助もいただけないとか、なかなか社会保障としての制度とか支援が受けられなくて、生活困窮しているという方も多いんじゃないかなというふうに思っています。

ですので、障害者に対する職場のいろんな合理的配慮の促進とか、あと短期的就労とか福祉就労、いろんな働き方があるよということの周知とか、そういうのも含めて、相談機能の充実は必要なんじゃないかなと思いました。

あと、２つ目が、１２ページの福祉や生活に関する相談とか情報の入手先についてなんですが、これについても、複数回答なのでというところも考慮していくと、やはりご家族とか親族の方が約６５％と非常に高くて、その次が医療職とか友人・知人と続く中で、比較的、行政であるとか相談支援事業所とか福祉サービスというところの割合が結構上がってこないものだなというのは率直的に感じました。

「うぃずねっとｉ」の認知の、まだあまり知られていないという割合が高いというところも考えていくと、やはり地域における相談機能の周知とか充実というのは必要なのではないかなと思いました。

もう一点、１４ページの障害のある方の権利擁護と理解促進についてなんですが、日頃支援していて感じるところが、特に交通機関の利用の場面というところが３５％ぐらいと高くて、やはり特に多いのが、バスに乗ったときとかに、例えば精算の場面とか、ほかのお客様からの意見とかで、ちょっと強い指摘を受けたとか、嫌な思いをしたというケースが結構多いので、なかなか制度的には整ってきているのかもしれないんですが、やはり具体的には乗客の方とか運転手さんとか、そういうところのレベルに、何とか障害への配慮という気持ちが浸透していくといいのかなというふうに率直には思いました。

以上でございます。

○Ｈ部会長　ありがとうございます。

今のＩ委員のことで、事務局から何かありますか。

○事務局（大法障害福祉課長）　大法です。

先ほども、合理的配慮というワードも出ておりました。

このことに関しては、特に令和６年４月に差別解消法、こちらが完全施行というところで、これまで合理的配慮については、民間事業者においては努力義務であったというものが、こちら完全に義務ということになりますので、こちらは、我々公務員である者につい

ては、当然合理的配慮、差別をしてはならないというのは当たり前のことですけれども、民間事業者においても、そうした合理的配慮、こちらが義務化されるということについては、我々市としても、そういうふうになるということを改めて周知をして徹底して、東大和市においてはそういうことはなされないということに努める我々の責務があるかなというふうに、改めて今、ご意見を頂戴して思ったところでございます。

あとは、２つ目で、福祉の情報入手というところで、相談支援の事業所、そういったところがなかなか上位に上がっていないよというお言葉もございました。

ご存じのとおり、今、東大和市においては令和２年度から、地域生活支援拠点事業というものを相談支援事業所の皆様と共に、いろいろ整理をしてやっております。障害のある方が末永く地域で安心して暮らし続けられるための整備ということで、様々な事業に取り組んでいるところでございますが、そうしたところの中心的役割を担っていただいておりますのは、やはり相談支援事業所でありますので、そうしたところを皆様方から、今、障害のある方の置かれている現状、そうしたものをいろいろ意見を頂戴して、今後の市の政策において参考にしていくということ、それから、先ほど、まだ周知が、認知度が低いということでありました「うぃずねっとｉ」、そういう地域生活支援拠点というものがあるんだよというところにつきましては、我々行政においてもっと周知をして、さらなる有機的な、こちら機能に努めてまいりたいというふうに思った次第でございます。

以上でございます。

○Ｈ部会長　ありがとうございます。

ほかに、今のＩ委員の話に関連して、あるいは全く違うことでもいいんですけれども、ご意見ございませんか。

○Ｌ委員　Ｌです。

１２ページのところで、障害福祉サービスの利用についてで、考察の中にサービスの情報不足が指摘されていますということがあるんですけれども、なかなかサービスの情報提供というのは難しいものだと思うんですけれども、現状ではどのような、サービスの情報提供って今されているのか、、ちょっとお聞きしたいんですけれども、勉強不足で申し訳ありません。

○Ｈ部会長　ありがとうございます。

事務局から。

○事務局（小川障害福祉係主事）　小川です。

一般的には、障害者手帳を新規に取得された場合に、この等級ですとこういうサービスが受けられますというようなご案内を、個々の障害の等級等に応じて窓口でお伝えしております。そういう個別の周知というところはそういう形が主で、それ以外に市のホームページで、こういうサービスを受けられますということの周知と、市報でもサービスとか手当の周知というようなことを行っているというふうなことが今の現状です。

〇Ｌ委員　ありがとうございました。

〇Ｈ部会長　Ｍ委員。

〇Ｍ委員　Ｍです。

先ほどＩ委員のほうから、相談先が親族とか、そういうほうが多くて、公的ないしはそれに準ずるところが低いパーセンテージだということをちょっと寂しく思うというか、そのような発言があったんです。それに乗らせていただいちゃう感じなんですけれども、僕もこの報告書を見たときに、あれっ、随分公的ないし準公的なものは、あまり相談先として相手にされていないんだなというふうに思っていたんですね。ただ、でもそれは、そういうことをなさっている方に対して失礼かなと思ったので、ちょっと言わないでいたんですが、やはりそういうのは、Ｉ委員のような仕事をなさっている方からすると、そのように思われるんですかね。うちらはあまり相談先として。

〇Ｉ委員　一つ、アンケートとしての総論というところなので、例えば利用されている方にとっては、人間関係できているというところでは、多分恐らく相談は、比較的身近な支援者に相談するというのは多いかと思うんですが、なかなか、いろんな制度も使えていないけれども手帳をお持ちの方とかもいらっしゃるので、どういうところにどう相談したほうがいいという場面では、恐らくやっぱり家族とかお医者さんとかになってしまいがちなのかなというのは、個人的には思ったところでございます。

〇Ｈ部会長　ありがとうございます。

役所の窓口に相談来たときには、どこかご紹介したりする、相談の内容によっては。

〇事務局（小川障害福祉係主事）　そうですね、基本的には地区担当という職員がいるんですね。それは知的障害、身体障害の担当の中で地区割りをしていて、それと、精神障害の方については保健師の中で地区割りをして、担当がおりますので、窓口に相談に見えて、こちらで対応できるような相談内容であれば、直接お話伺って、必要に応じてご自宅訪問したりというふうにつながっていきます。

それと、こちらだけで対応できないような内容、例えばここでいうと、こういう医療機関、どういうところがいいですかとかというようなご相談もあります。そうした場合には、そういう適切な医療機関ですとかにつなぐというような役割も、市の担当者の役割として対応しているということです。

あと、どこかに通いたいとか、そういうふうなことであれば、サービスの支給決定は市で行いますけれども、こういう例えば作業所があるんだよとか、それを利用するためには、相談支援事業所に相談して計画というのをつくる必要がありますよというような流れをご案内するとか、そういうような形のつなぎ的な相談も行っているということです。

〇Ｈ部会長　ありがとうございます。

Ｎ委員とかＫ委員は何かありますか。

〇Ｋ委員　Ｋです。

相談や情報入手のことについてなんですけれども、やっぱりこういう委員会の委員になって初めて、こういった制度も仕組みもあったんだみたいなことって、たくさんあるんですね。なかなかほかの市民にどういうことが必要か、できるのか、そういう方のために必要なことって何なのかと考えないんですけれども、初めて中途障害の方に会ったときには、こういう制度がありますとかいうご説明されるというお話でしたが、それだけでなく、例えばアンケートを出した際にいろんな障害をお持ちですので、そういった方に対応するいろいろな支援を、もうご存じなのかもしれませんが、知らない方もいるかもしれないので、そういうことをいつも心がけてやっていっていただけると、ありがたいかなと思います。

あと、知り合いの方で、市の職員に知り合いの方がいて、こんなことで困っている人がいるということを話した人がいて、それでその方が、こういう制度があるから、相談に行ったらどうなんだというふうに言ってくれたというので、だから、担当の部署でなくても、いろんな部署にいらっしゃる、職員さんがちょっとそういったことに気づいていただけると大変ありがたいなと。

なかなか情報を自分のものにするということは難しい。普通に暮らしていると、あるのに、ないないみたいなことで思っている方もいますので、やっぱりいろんなところで情報提供していっていただけると、ありがたいんじゃないかなと思います。

○Ｈ部会長　ありがとうございます。

Ｎ委員はありますか。

○Ｊ委員　１０ページの健康や医療についての考察で、市内の特殊、専門的医療機関が少ないところ、そこへの通院の負担にも課題がありますという考察が書いてありますけれども、アンケートの結果を見ると、これは多分複数回答だと思うんですけれども、パーセンテージですよね。特に困ったことはないという方が半分弱いらっしゃるんですが、あと１０％から数％までのかなりの多くの項目があって、これ多分１人一つじゃなくて、家の近くに医療機関がないとか、金銭的な負担が多いとか、介護、一緒に連れてきてくれる方がいないとか、いろんな問題が重なっていると思うんですけれども、これというのを少し、医療機関がかなり少ないというのは、近くにあれば少し改善できると思うので、大変だと思うんですけれども、この辺のところの課題が、かなりこれハードルが高いなという気がしましたので、なるだけ具体的に、少しずつ改善できるようになるようにと思いました。

○Ｈ部会長　ありがとうございました。

そのほか。

Ｊさん、お願いします。

○Ｊ委員　Ｊです。

精神障害の方で、考察とは直接関係ないんですけれども、精神障害の方の人数が確実に増えていますよね。これは、もしご存じだったらでよろしいんですけれども、精神障害の方が積極的に障害者手帳を取ろうとしているために増えたのか、そもそも精神疾患になる

人が増えているのか分からないんですけれども、世の中一般的にはどういう傾向になっているか、もし分かっていれば教えていただきたいというのと、もう一つ、精神障害の方に対する障害福祉サービスとか金銭的な支援というのは、例えば身体障害者の人が主だと思うんですよね。

これは国が決めることだから、しようがないんですけれども、その辺のところが、精神障害の方はどこまで認識しているのかとか、あるいは、ほかの障害者と何が違うのかとかという話みたいのは出ているのかどうか、その辺を教えてください。

○Ｈ部会長　いかがでしょう。

○事務局（小川障害福祉係主事）　事務局、小川です。

今、大きく２つの質問がありましたけれども、精神保健福祉手帳を取得される方が増える傾向があるということに関していうと、はっきり特定的な話ではないんですけれども、一つは、精神の方への理解というのが一般的に広がってきて、それで、手帳を取ることへの抵抗感かな、そういうのが少し減ってきているということが一つ。それから、以前、精神障害というと、今の統合失調症のような方が多かったんですけれども、今、様々な原因で精神疾患を患う方が多くて、例えば仕事のストレスとかで鬱になるとか、そういう方も手帳を取得することで、一定の医療機関にかかる際の費用だとか、そういうことも含めて、あともう一つは就労です。雇用施策の中で、精神障害者も雇用率の中にカウントするということになって、それで手帳を取るメリットというか、そういうのが増えてきたということ、今申し上げた３つぐらいの理由が、大きく言うと、あるのかなというふうに思います。

それから、２番目の金銭的な給付だとかサービス、いろいろなサービスという点では、確かにそのとおり、国の手当ですとかの対象というのが、身体や知的に障害のある方というのが主に想定されております。それに伴って、いろいろなサービスを受けられる対象というのも、精神の方というのは、まだまだ対象としてなっていないというところがあります。

一つ大きな前提条件として、精神保健福祉手帳というのは基本的に２年の有期です。それはどうしてかというと、病気であって、２年間の中でまたよくなるということもあるというような考え方から、精神保健福祉手帳のほうは２年の有期という規定になっていて、なかなかそこが他の手帳と性格が違うところなので、それにひもづくサービスというのも差が生じているということが大きな要因かなというふうに思います。

○Ｈ部会長　ありがとうございます。

現場から、Ｉさん、何かありますか。

○Ｉ委員　確かに十何年前から比べると、在籍している方でも手帳所持率は上がってきたかなというふうな感じがしています。今うち、２７人いますけれども、５名の方は持っていないですけれども、２２人は所持をされています。本当に、前から比べると圧倒的に増えたかなというふうに思っています。

手帳を持つメリットとして、今、小川さんから話がありましたけれども、一般企業に就労を目指すという部分については手帳があるほうが有利なんですが、一方でなかなか、ご自身の意思で持たない方っていらっしゃるので、こちらとしてはあまり、持ったほうがいいよとかということはないんですが、ただ、傾向としては増えてきたかなというのは感じているところでございます。

〇Ｈ部会長　貴重なご意見をありがとうございました。勉強になりました。

それでは、時間も来ましたので、次の議題に移らせていただいてよろしいでしょうか。

議事の２、第３次東大和市障害者総合プランの理念及び目標についてです。

事務局からご説明お願いします。

〇事務局（小川障害福祉係主事）　小川です。

資料２、ホチキス留めで２枚のものですけれども、そちらをご覧ください。

お手元に現行の計画をお持ちの方であれば、１３ページからのところに計画の理念と計画の目標というものがありますので、お手元にない方は挙手していただければ。ちょっと見比べていただけると、分かりやすいかなというところです。

今度の計画が、第６次障害者計画、第７期障害福祉計画、第３期障害児福祉計画ということで、最初の第１次東大和市障害福祉計画から見ていきますと、６回目の改定ということになります。現行の計画、第５次障害者計画、第６期障害福祉計画、第２期障害児福祉計画の理念というのが、「障害のある人もない人も、お互いを尊重し、ともにつくろう、共生のまち東大和」というふうな文言になります。

その後、ここの３年間の中での動向といたしましては、先ほど課長のほうからもご案内のありました改正障害者差別解消法が今度の令和６年４月に施行される。これは、法が施行されて３年後に見直しをするということを受けて、令和３年６月に法自体の公布はされておりますけれども、実際の施行は６年４月ということです。その中で、事業者の合理的配慮が義務化されるということがあります。

もう一つは、前回の障害者部会でもちょっと触れましたけれども、障害者権利条約に係る国連の障害者権利委員会の勧告というのがこの間ありました。そこで大きく指摘されたのが、いまだ日本においては、施設や精神科の病院の中で長期に過ごされている方が多い。そういう中で、脱施設化というところが一つ大きな課題であります。もう一つ挙げられたのが、インクルーシブ教育の部分です。

それらを受けて、今年の５月に、障害福祉計画に係る基本指針というものが策定されました。そういう流れと並行して、今年の３月、第５次障害者基本計画、こちらのほうは障害者基本法に基づく計画ということで、５年に１回策定されます。それらを踏まえて、今回の次の障害者総合プランを策定するという流れであります。

基本指針の中で、特に重要な変更点、追加点としては、そこの下にある２点ですね。一つは、権利条約の勧告ということも背景にあり、入所施設等から地域生活への移行の強化、

そして、単に移行するだけでなくて、その地域での生活を継続するための支援というのが、おのおのの地域で整備しなきゃいけないことだよと、これが一つ大きな柱です。

それから、もう一つが、就労系のサービスから一般就労への移行の強化ということで、来年４月の障害福祉サービスの報酬改定の中でも、これらの点を考慮した報酬の改定が予定されているということです。

それを踏まえて、次のページです。

第６次障害者計画、第７期障害福祉計画、第３期障害児福祉計画、総称すると第３次障害者総合プランということになりますけれども、そこの理念については、「障害のある人が、住み慣れた地域で、いつまでも暮らし続けられる「共生のまち」をめざして」というふうにしてはどうかというようなご提案であります。

ここでのポイントは、令和２年度から、先ほど課長からありました地域生活支援拠点の整備ということが当市でも行われました。この地域生活支援拠点というのが、障害のある方や介護者の方が高齢化して障害が重度化したり、本人も介護者も高齢化して、親亡き後ということを見据えて、それでもやはり地域に暮らし続けられるような仕組みをつくりましょうということが、大きな目標としているところですけれども、その拠点の整備ということを受けて、住み慣れた地域でというのが一つ。

それから、いつまでも暮らし続けられるというためには何が必要かということを計画の中で述べていこうということで、そのために必要なサービスや、サービスとか仕組みをつくっても、それを担う人がいないとできていかない。そういうようなところを整えていこうということで、「いつまでも暮らし続けられる」というふうなフレーズを入れることがふさわしいんじゃないかなというふうに考えます。

この「障害のある人が」というところは、ここではこういう表現にとどまりますが、障害といってもいろいろな障害があり、いろいろな障害の重さですとか程度だとかで、この裏には、どんな障害があってもというような思いを込めてというような意味であります。

理念については以上で、その理念に基づいた計画の目標というのが、現行の計画では１４ページになります。

大きく目標が４つに分けてありますけれども、この４つの枠組みというのは、現行の計画をつくるときに一定程度、それまでの枠組みを整理して各事業を割り振っておりますので、今回の計画では現行の計画を引き継いだ形での枠組みを維持していくのがいいのかなというところが、事務局では考えておるところです。

それぞれの目標についての説明の中では、ちょっと言い方を改めたり、加えたりというようなところがあります。それがこの、ちょっと薄くて見えづらいかもしれませんけれども、網かけの部分が今回修正や追加をしたところです。

目標１の自立を支える基盤の整備と充実というところでは、障害のある人の人権が尊重され、地域で自立した生活を送ることができるよう、差別解消や権利擁護のための施策を

推進します。また、その次のフレーズが、今回加えてはどうかというところで、加えたところです。障害のある人が安心した生活を送り、必要なサービスを適切に受けられるよう基盤の整備を図っていくということで、現行では、この必要なサービスを適切に受けられるようにというようなことだけを目的にしているように受け取られるかなと思って、その前提として、安心した生活を送れるようにということを加えたほうがいいかなというところです。

目標２の自立を支えるサービスの充実という、この目標２のところでは、障害者総合支援法に基づいたサービス等について述べたところですけれども、前段の部分は変更せずに、障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画、障害児福祉計画に基づきサービス提供体制の整備に努めます。その他、障害のある人が地域で自立した生活を送るためのという以下のところは、この目標２のところで幾つかの章立てをしております。それを列挙するような形で、より明確に、何をどんなサービスをというようなところを分かりやすくするために、日常生活支援、情報やコミュニケーションの支援、移動や外出の支援、医療に係る支援、経済的支援等の充実に努めますというような文言にしてはどうかということです。

目標３のライフステージに対応した支援の充実については従前と変わらず、目標２のところは、どちらかというと、障害福祉課でいろいろなサービスを行っていますので、それについて書いた取組のところですけれども、この目標３のところは、障害福祉課以外の各課で取り組んでいる、生涯学習とか、そういうところも含んだ支援を充実していくというふうなことを述べております。

目標４は、最終的な目標となる共生社会の実現を目指した地域づくりというところで、真の共生社会実現のためには、障害のある人や障害に対する偏見、差別、社会的障壁をなくす必要があります。この部分は、先ほど委員からもご指摘があるように、障害者の理解の促進というところが、やはり根幹として取り組んでいくところだというようなことを述べたところです。そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるための活動を推進します。

また、共生社会を支えるための人材育成や地域・環境の醸成、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりを進め、障害のある人と障害のない人が共に暮らし、学び、働く、インクルーシブな地域社会の形成を目指します。現行では、自助・共助のまちづくりというふうなところを書いておりますけれども、ちょっと自助・共助というところだけにフォーカスしていくということではなくて、もっと幅広い記載が望ましいということと、インクルーシブという言葉を、国の基本指針の中でも、今回、恐らく今までインクルーシブという言葉を、基本指針の中でうたってはいなかったんじゃないかなと思うんですけれども、ここにも入ってきておりますので、インクルーシブということを意識した共生社会の実現ということを書き入れたほうがいいかなというふうに感じたところで、こういう書きぶり

を提案する次第であります。
　以上、理念等についてで　　　　。
〇Ｈ部会長　ありがとうございました。
　議事の２、第３次東大和市障害者総合プランの理念及び目標についてのご説明をいただきました。
　ご意見がありましたら伺いたいと思います。
　Ｍ委員。
〇Ｍ委員　Ｍです。
　意見ではなくて質問みたいなものなんですが、第１次障害者計画から、今度は第６次へと移り変わっていくわけですが、ここのところ、３、４、５と、障害のある人、ない人というのが理念の中に入っていたのが、今回はない人が、カットと言っては申し訳ないですけれども、載っていないのは何か訳があるのか。ある面、第１次、第２次は、ある人、ある人のみで、今度また、ある人のみになったということは回帰しているわけですけれども、何かそのあたりに特に意図があるのかないのか。
〇事務局（小川障害福祉係主事）　物すごく意図があるわけではないんですが、先ほどの説明の中で申し上げたように、地域生活支援拠点等の取組の中で、やっぱり障害のある人がいつまでも暮らし続けられるということをきちっと言ったほうがいいんじゃないかと。そういう、やや、ある人もない人もというのは、共生という意味ではいい言い方なんですが、だけれども、やっぱり必要なのはある人たちなんだよということを、ちょっと今回は強調したほうがいいかなというような考えでおります。すみません。
〇Ｈ部会長　ありがとうございます。
　ほかにありますか。
　Ｊ委員、お願いします。
〇Ｊ委員　Ｊです。
　障害のある人、ない人もというのは、私も疑問に思っていたんですけれども。
　目標の２に日常生活支援とあるんですけれども、これはじゃ、この後の細かいところで、こんな福祉サービスがあるというのが出てくるということですか。
〇事務局（小川障害福祉係主事）　そうですね。現行の計画書で、１６ページ、１７ページ、１８ページの中に、この目標にそれぞれ属する取組を細かく設けています。その中で、目標２の中では、全体で７つの区分けをしていて、現行の計画では７つの区分けにしていて、１つ目がサービスの利用支援、２つ目が障害者総合支援法に基づく給付の支給、３つ目が日常生活の支援、４つ目が情報・コミュニケーションの支援、５つ目が移動・外出のための支援、６つ目が医療費助成、補装具給付、在宅医療の実施、７つ目が手当等の支援というような表記がされていまして、日常生活の支援の中に、さらに細かな各種事業が列記してあるというところを指しています。

〇Ｊ委員　分かりました。

あと、目標の４ですけれども、共生社会を支える人材育成とうたっていますけれども、どういう人ですか、これは。というのと、その下に、共に暮らし、共に学び、共に働きとあるんだけれども、共生ということを考えると、どうしてもちょっと私は不満に思って、これだと共生じゃなくて、単なる共存でもいいじゃんという感じになっちゃって、共生だと、やっぱり一緒に楽しむみたいなところが入っていないと、なかなか共生に至らない、共存だけになっちゃう感じがしてしようがないんですね。

これはネットワークの中でもいろいろと議論しているんだけれども、共存はできているよね。でも、共生はできていないじゃないというのがあって、何が足りないのかなと思うと、一緒に楽しむということがなかなかできない。要するに、障害のない人と障害のある人が一緒に楽しむということはなかなかできない。なので、その辺をちょっと考慮していただければ。要は、共生社会を支える人材って、具体的なイメージ、私はつかないので、どういうことを考えられて、これをつくったのかというのを示していただければ。

〇事務局（小川障害福祉係主事）　小川です。

現行の計画の中では、障害者の地域生活を支える関係機関というのがいろいろあります。例えば障害福祉サービスの事業所だったり、相談支援の事業所だったり、そういうところになりますけれども、そういうところ以外の高齢者のほっと支援センターだとか、先ほどちょっとＫ委員からお話しあったくらし・しごと応援センターそえるなんかと交流、そういうところとも連携して支えていこうやということが一つ挙げられています。

それから、もう一つは、特にボランティア活動の中で、様々なボランティアがあるけれども、障害のある人のためのボランティアの育成とかということが必要かなということで、取組項目として現行では掲げていますけれども、今、Ｊ委員のおっしゃる一緒に楽しむみたいなところまで含めて、一つの取組というふうに捉えて取組というのを考えていくということも、今のご意見からすると、必要かなというふうにも感じました。

〇Ｈ部会長　ありがとうございます。

ほかにありますか。

議論がたくさん出て、丁寧な説明でちょっと押していますので、ちょっとだけ進めさせていただいてよろしいでしょうか。大変申し訳ありません。

議事の３に移らせていただきたいと思うんですが、よろしいですか。

基本指針の見直しに伴う新たな成果目標と東大和市の現状についてということであります。

これについて、事務局からのご説明をお願いします。

〇事務局（小川障害福祉係主事）　横長の資料３という資料をご覧いただきたいというふうに思います。

ちょっと、これが一番分量多いんですけれども、現行の計画書でいいますと、第５章、

７１ページからのところに係るものであります。国の基本指針が示されまして、おおむね前回の委員会で報告したときの案と変わらないものですけれども、それに基づいて、各市で計画書の中で目標数値を立てなさいというふうになっておりますので、こういうような数値目標にしてはどうかというような案でございます。

まず、成果目標の①－１で、施設入所者の地域生活への移行というところでは、国のほうでは６％という数字を掲げております。東大和市の方がどういう状況かというと、令和４年度末現在で、そういう施設に入所されている方が５１名いらっしゃいます。それをこの６％相当の人数に充てますと、４人で７．８％ということで、国の目標値をやや上回るような形で設定ができるかなというふうに考えております。

これまでの実績の人数でいうと、第６期のところで５人ということですので、無理な数値ではないのかなというふうに考えています。ただしがつきますけれども、地域移行の理由というところが、入院や疾病等による退所だとか死亡だとかというようなことが主な理由であるというところが課題ではありますけれども、数字的には、このような数字を掲げてはいかがかということです。

成果目標①－２、施設入所者数の削減ということです。

これは地域移行と重なりますけれども、国のほうではマイナス５％という数字を掲げています。東大和市の５１人で見た場合には、入所者数を３人減らすということで、目標値が５．８％です。この辺もちょっと、市の算定基礎数値というところの推移を見ていただきますと、第１期のとき、４２人、それから減らすという目標を立てながら、増えているという現状があるという状況です。

次のページが施設入所者の状況ということで、先ほど申し上げたような施設から移行される方については、疾病等で退所されるという方が多いというような状況が、この表からも見て取れると。年齢別でいうと７０代以上が、令和２年と令和５年で比べると少し減っています。それから、入所年数でいうと、２１年以上というところの人数が少し減っている。それというのは、要するに高齢になって、長く入所されていた方が疾病等で退所されたり、死亡されたりした方がいるというような現状です。

一方、入所年数で３年未満という方が７人から１１人に増えています。こういう形で、新たに入所が必要な方も一方でいるという現状を踏まえて、考えていかなければならないということであります。

次に、３ページです。

成果目標②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、これについては、国のほうで、退院後１年以内の地域における平均生活日数ですとか長期入院者数というところで数値目標を立てております。しかし、東京都においては、東京都全体で把握して、その中で成果目標を立てるということで、市で独自に立てるということではないというふうにこれまでなっておりますので、恐らく次期の計画においてもそういう扱いに

なるだろうと。

ただ、それをするために何をするのかということでは、欄外に書いてあります、一番下に書いてある東大和市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議というところで、地域の受皿づくりというところを検討していこうということであります。

それから、次の４ページ目です。

成果目標③地域生活支援の充実ということで、これは現行の計画では、地域生活支援拠点の整備というふうに位置づけられているところですけれども、次期の計画においては、拠点の整備ということに合わせて、その下の成果目標③－２という強度行動障害を有する者への支援体制の充実ということが加えられております。

拠点については、先ほど来説明をさせていただいているとおり、令和２年度に整備をしました。市においては、そこの機能充実や検証・検討の作業を年１回実施していこうということです。強度行動障害への支援体制の充実というところについては、正直、強度行動障害という方が市内にどれぐらいいるのかというようなことも含めて、まだ未把握なような状態ですので、今後、人数の把握ですとか支援ニーズの把握等をまず行いながら、考えていくというようなことを目標にしてはどうかということです。

続いて、５ページ目、就労の目標です。

まず、④－１福祉施設から一般就労者移行数ということで、国のほうでは全体で１．２８倍以上というような目標値を立てています。東大和市でいいますと、第６期、この間で、令和３年度の実績で１４人ということになっておりますので、１４人の１．２８倍というところで、１８人という目標を掲げるふうにしてはどうかということです。

ただし、ここもただしがつくんですが、国のほうでは、さらに就労移行だとか就労継続支援Ａ型・Ｂ型、それぞれで目標値を定めていますけれども、なかなか実際のところは、就労移行支援からの移行は順調にありますけれども、継続支援からの移行というところはなかなか難しい状況だというようなところは現実であります。

それから、就労移行支援事業所の就労移行率ということで、東大和市内で申しますと、総合福祉センターは～とふるで就労移行支援を行っています。そこでの就労移行率を５割以上にしていこうというのが資料としての説明です。

続いて、６ページ目です。

就労関係の目標ですけれども、一般就労後の定着支援、そこの部分の目標で、国の目標値が３つあります。就労定着支援事業の利用者数を令和３年度実績の１．４１倍、それから就労定着率が７割以上の事業所を全体の２．５割以上にする、それから協議会を設けて取り組む、３つの目標があります。それに対して、１つ目は国と同じ目標値を設定し、２番目は、市内に就労定着支援事業所というのがありません。なので、それの設置ということも検討する必要があるかなということを述べています。それから、協議会を設けて取り組むということに関しては、今日、補足的に机上に配付した就労へのガイドブックという

のがあります。これは既に東大和市の就労部会で昨年度作ったもので、就労部会そのものは、東大和市では自立支援協議会ができた平成２２年当初から設けられておりまして、かなり積極的に取り組んでおりますので、こういうような活動を続けていくことを目指そうということです。

それから、次の、最後のは、これちょっと独自の目標設定ですが、区市町村就労支援事業による一般就労者数ということで、東京都では全区市町村に就労支援センターを設けています。東大和市でも、は～とふるに設けています。そこでの就労者数ということで、第６期の期間というのが、令和３年度で２９人の新規就労者数でした。これはコロナ禍において、非常に障害のある人の就労というのも困難な状況の中で、それでも２９人というところで、第７期においてはさらに増やしていこうというような目標を立てることができるんじゃないかということです。

上の就労定着というところで、市内には定着支援事業所がないと申し上げましたけれども、一定、東京都下においては、各市区町村に設けられている就労支援センターというのが、定着の面においてもかなりの役割を果たしているので、そういう意味で定着支援の給付の利用者というのが、東京都下においては思ったほど伸びていないという状況があります。

続いて、７ページです。

障害児の関係です。１つ目が、障害児に対する重層的な地域支援体制の構築ということで、こちらのほうは、国の目標では、児童発達支援センターを各市町村に１か所以上設置と。その児童発達支援センターにおいて、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築するというような目標です。これに対して東大和市においては、長年課題でありましたけれども、令和６年度に児童発達支援センターを設置するということで、現在事業の準備が進められているということで、令和６年度にはこの目標を達成できるかなというところです。

次の重症心身障害児の支援に関して、国の目標は、令和８年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に１か所以上確保する。東大和市においては第２期に、一番下のところに児童発達支援が１か所、放課後等デイサービスが３か所というふうになっておりまして、目標値は達成しております。しかし、対象児童の人数というところがありますので、これで必要な体制が整っているかどうかということを改めて確認しながら、今後の整備を考えていくということであります。

続いて、８ページです。

医療的ケア児の支援の部分です。こちらのほうは、国のほうの目標値が、都道府県に医療的ケア児支援センターを設置し、各県または各市町村で協議の場を設けるとともに、医療的ケア児のコーディネーターを配置すると。市町村に対しては、この２つが目標値に設定されています。ここの部分は、現行の計画の中ではなかなか進捗をしていないところで

ありまして、次期の計画においても、現行の計画と同様の目標を設定するというふうに考えております。

続いて、９ページです。

相談支援体制の充実・強化等、９ページ目の表は、主に相談支援事業所の設置の数と、それから、それの業務に当たる相談支援専門員の数というところを目安として示しております。こちらでは、一番右のところに、事業所数の数で２か所、障害支援専門員数で６人、まだ現状の障害福祉サービス等の利用者に比べて少ないというふうなところがありますので、それらの整備に努めていくということを前提とし、次の１０ページ目のところで、国のほうはここの部分は、非常に細かく活動指標というのを設けていました。これらについては、今度の次期の計画で、改めて数値として目標値を定めなければいけないということになっております。ここにある活動指標の１から８ですね。

それぞれについて、どういうふうな取組を当てはめていくべきかというふうに書いてあるのが１１ページです。

ちょっとここで細かな説明は省きますけれども、東大和市においては、令和２年度に地域生活支援拠点というのを整備したということに合わせて、ここで言っている基幹相談支援センターも整備をしました。地域生活支援拠点を担う市と総合福祉センターは～とふる、それから地域生活支援センターウエルカム、は～とふるが身体・知的、ウエルカムが精神の方を主に担います。市は３障害全てということになります。そこの中で、そこに掲げてあるような活動指標に対する取組をしていこうというふうなことです。

例えば、③の基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成のために行う支援件数とかというのを目標値にしなければならないんですけれども、今年度から、これまで相談支援専門員の研修というのは国が定めた研修があります。それは初任者研修というのがあって、それで初めて相談支援員になります。さらに、５年以内に現任研修というのを受けなければいけない。それを繰り返していくことになっていますけれども、今年度から市独自のスキルアップ研修をやっていこうというふうなことを考えておりますので、そういうことがこの目標の数値の中に入れるべきかなというところです。

１２ページです。

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築ということで、ここでは、利用者が適切にサービス提供を受けられるようにするために、こちらの職員の資質向上とかに取り組みましょうということで、活動の指標として、都道府県が実施する障害福祉等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数というようなことが掲げられております。

第７期においては若干修正をされましたが、最後の１３ページのところで、市での取組を表示しております。

研修については、実績でいうと、年２０件くらい研修に参加しようというところで目標

を立てて、なかなかコロナ禍で、研修そのものが開かれなかったり、あるいはリモートで行う研修等になっておりますけれども、その中でも積極的に参加をしていこうというふうなところであります。

ちょっと駆け足で申し訳ございませんでしたが、基本指針の見直しに伴う新たな成果目標と市の状況というところは以上です。

○Ｈ部会長　ありがとうございました。

今、事務局からご説明があった成果目標と東大和市の現状について、ご意見があれば伺いたいと思います。

施設なんかはいかがですか。入所施設もありますが、あと就労のところとか。

お願いします。

○Ｌ委員　Ｌです。

７ページのところで、私どもの関連では、重症心身障害児の支援ということで掲げていただいていまして、施設としては既に達成済みということなんですけれども、必要なサービス体制が確保されているか今後も見ていただけるということで、それをやっていただければありがたいと思います。

○Ｈ部会長　ありがとうございます。

○事務局（小川障害福祉係主事）　東大和市は、意外とやっぱり重心のお子さんとかが多いです。非常に世帯が増えている立地的な条件もありまして、ここでいうと、村山特別支援学校、小平特別支援学校が主体的になりますけれども、そういう中でも近年、やっぱりかなり重度の医療的ケアの必要な方というのが増えてきておりまして、ここのところというのは非常にニーズが高い。

○Ｈ部会長　今後も療育センターに頑張っていただきたい。

○Ｌ委員　そう、大人になって療育センター、特に通所の部分でお世話になる　　　　　。

○Ｈ部会長　ほかには何かありますか。

お願いします。

○Ｊ委員　福祉就労から一般就労に移行と国は言いますけれども、かえって就労Ｂとしては難しいような気がしているんですけれども、例えばＩさんのところでは一般就労したいという方はいらっしゃいますか。

○Ｉ委員　Ｉです。

うちの法人としては、個別の支援計画の中で皆さんの意向を伺いますけれども、働きたいという希望を持っている方は比較的、半数までいかないけれども、多いと思います。ただ、あくまで希望であって、実際に支援できるかどうかは、それぞれの状況にもよりますが、ここの国の就労移行だと１．３倍ということですね。就労Ａ・Ｂだと１．２８、２９というのは、一つは総論という捉え方であって、事業所からすると、なかなかぴんと来なくて、１．２８倍と言われても、１人に対してだとしたら２しかないので、やっぱり一つ

考える、事業所としては、出せるタイミングの方を適切に支援していくことしかできないのかなと思っていますし、それが市全体として、この人数が達成できればいいのかなというふうに思っています。あまりこの人数にとらわれずというところですね。

〇事務局（小川障害福祉係主事）　最初のちょっと説明のところでも触れましたが、福祉的就労と一般就労との関係においては、次の報酬改定の中で、一般就労しながら、例えば就労Ｂにも行くというような形態を、今まであまり国は、はっきり駄目ともいいとも言っていなかったんです。

〇Ｈ部会長　備考には入れたんですよね。

〇事務局（小川障害福祉係主事）　はい。ただし、よくよく読むと駄目ではないというふうな解釈を東大和市ではして、Ｂと一般就労の併用というのは認めてきています。それを今度、国のほうは正式に認めて、ただし一定の条件をつけると。そういう形で、実際精神の方なんかは、短時間雇用というような方もいらっしゃって、例えば午前中だけ働いてという方もいらっしゃるので、そういう方が就労Ｂにも行って、一定の役割を担うことで安定するとかということも考えられるというふうなところで、考え方が少し変わってくるんじゃないかなと思います。

〇Ｈ部会長　東大和は結構先駆的な取組して、私はＢのときにお願いをしたんですけれども、某市は絶対駄目だと。某近隣市は絶対駄目だと言って、ニーズを言ったんですけれども。

〇事務局（小川障害福祉係主事）　現に、いろいろなことなんかでいらっしゃいますよね、そういう方はね。

〇Ｉ委員　そうですね、もう長く１０年とか勤めながら、トントンにも仕事が終わってから来て、みんなで交流して、一仕事して帰るという形で継続されている方もいらっしゃいます。

〇Ｈ部会長　給付はないんですか。

〇Ｉ委員　給付はあります。

〇Ｈ部会長　すばらしい、さすが東大和市。先駆的でいいと思います。

　ちょっと時間が押していますので、大変申し訳ないんですけれども、議事の４に移ってよろしいでしょうか。

　第４次東大和市障害者総合プラン策定における意向把握について、事務局からご説明をお願いします。

〇事務局（小川障害福祉係主事）　資料４です。

　これは、直接今回の計画策定にはかかわらないことになりますけれども、前回２月のときに速報値をお知らせしたときに、様々なアンケート自体についてのご質問がありました。なので、次の計画を立てるときに行うアンケートについて、ぜひ委員の皆様からご意見いただいて生かせたらなということで、ちょっと時間を取ってご議論いただければというこ

とで、議題とさせていただきました。

その中で考えられる方策としては、まずこの資料の表題が、「第４次東大和市障害者総合プランの策定における計画対象者の意向を把握する手法について」という表題にしています。つまり、アンケートという方法にこだわらず、いろいろな意向を把握する方法が考えられるんじゃないかというような視点で、この資料はお出しししています。

大きく分けると、アンケート調査という検討の方法、それらの工夫と。それから、もう一つ、アンケート調査以外での工夫というようなところが、意向を把握するというところでは考えられるんじゃないかなということで、幾つか議論の素材になるようなことを掲げました。

例えば、アンケートでいうと、設問数が非常に多くて、途中で投げ出しちゃうんじゃないかというようなご意見もありましたので、設問数そのものを減らすとか、あるいは、今ルビありとルビなしというふうに、今、全ての調査票はルビをつけてありますけれども、そういうふうに分けてやるというような、それから、ルビという問題だけでなくて、知的障害のある人には、もっと分かりやすい表現でのアンケートの設問の仕方というのがあるかと思います。

それから、先ほどのＪ委員の意見にちょっと近いですけれども、ここでは児童と成人というふうに調査票を分けてもいいんじゃないか。Ｊ委員の意見を入れるとしたら、さらに高齢というふうに分ける、そういうこともどうかと。それから、アンケートの回答のその他の要望みたいなところで、ウェブ式の回答というのもいいんじゃないかというようなご意見もありました。

それから、２番目に、アンケート調査以外の方法でというところでは、例えば当事者に直接意向を聞く機会を設定する。作業所ですとか、いろいろな障害者団体とかへヒアリングの調査をするというようなやり方、これは国とかでも、３年に１回の報酬改定のときにはいろんな団体に聞いたりしているので、そういうような方法も一つあると。

それから、テーマごとの座談会、テーマごとというのは、この計画書の中で設けている大きな分類ですね。就労、外出、医療、差別や偏見、防災というようなテーマごとの座談会とかワークショップというようなことで、声を拾っていくということもできるんじゃないかな。

それから、部会の皆さんに活躍していただいて、当事者から直接意向をうかがうというのもありかなというような、ちょっと、あくまでもこれは論点メモですから、ざっくばらんな議論をしていただければというふうに思います。

〇Ｈ部会長　ありがとうございます。

前回の調査の段階で幾つか意見が出てきたことがまとめられていて、こういうご提案がありますが、委員の皆さん、いかがですか。

Ｍ委員、お願いします。

〇M委員　Mです。

意見が出されたということもありますけれども、方向性としてはいいのではないかなと思います。

ただこれ、実際にアンケート調査にしろ、アンケート以外の調査にしろ、行うのは９年度からの４次へ向けてですから、まだこれから３年間、アバウト３年間ありますから、その間にもんでもんで。

〇事務局（小川障害福祉係主事）　ただ、例えば変な話、ヒアリング調査をするとか、ワークショップや座談会をするというと、それなりの人手とお金とかかるんですね。そこをあらかじめ予算とかで反映させておくということを考えると、今この段階で大枠でも議論していただけると、生かせていけるかなという。

〇Ｈ部会長　何かご意見ありますか。

司会の立場で大変恐縮なんですけれども、私は知的障害の方に関わる機会が多かったんですけれども、ルビを振られても全く読めない、読んだ意味が分からないということを何度も言われて、知的障害の方には別の表現方法があるんじゃないかとずっと思っていましたので、そこは工夫すると、ちょっといいなと思っています。

やっぱり知的障害の方の文字の読み方は特別に、平仮名だと読みやすいかというと、そういうわけではないし、私たちが文字を読む、文章を読んだりするのとちょっと違うということは、知的障害の方は言われますので、読んでさしあげるとか、かみ砕いて説明するとかという表現は必要なんじゃないかなというふうに思っています。司会の立場で大変恐縮なんですけれども、申し上げました。

ほかに何か調査の方法で、これいいねとか、これはどうかなというのがあれば。

業者の方に聞きたいです、２番みたいなやり方というのは、２番の中にある３つのやり方というのは、どうまとめるんですか。

〇ぎょうせい山崎研究員　ぎょうせいの山崎です。

まず、座談会、アンケート以外で直接意見を聞くという場面を、場のつくり方といいますか、聞き方、お聞きする相手によって、あまりかちっとした形がいいのか、何か無駄話的な話に持っていったほうがいいのか、いろんなシチュエーションがあると思うんですね。私の経験でいくと、実際、過去、障害の方に場面、場面で、センター利用している方、いろんな場面にお邪魔して、活動しているときにちょっとお時間をいただいて、意見を聞いたということはあります。

ただ、それも笑い話ではあるんですが、そこでお話しするよりも、当時、喫煙所とかで、そっちで話したほうがより濃い話があったとか、そういうことも踏まえて、やはりどんな形でも意見が聞けるという形を工夫取るというのは、やり方としてあり得るというふうに思います。

ただ、言うまでもなく、こちらが意図として質問しても、違う答えのテーマの話になっ

てしまったりとか、あえてそれは戻そうとはせずに、その流れに沿っていく中で拾えるものを拾っていくというスタンスが、どうしても必要になってくると思うんですね。その辺をどういうふうに考えるか、ちょっと工夫は必要かとは思います。

〇Ｈ部会長　かなり技術が要る感じがしますが。

あと、療育センターの、なかなかご自分の思いを言葉にして表現するのが難しい方たちなんかも、どうしたらいいですかね。僕、いつもそう思うんですけれども、親の意見になっちゃったりとか、当事者の方の本当はどう思っているんだろうと、いつも思うんですけれども、どうですかね。

〇ぎょうせい山崎研究員　例えば私たち、ふだん会わない者が聞いても、なかなか答えられないところがありますよね。やっぱりセンターの職員の方とか親しい関係の人のほうが話しやすいということもあるので、これは聞く相手によって、やり方をアレンジしていかないとすごくいけない、デリケートな部分だと思うんですね。非常に難しい部分ではあります。親の方から聞くのは結構楽なんですけれども、おっしゃるとおり、ご本人の意見なのかどうかというのはちょっとありますよね。それは確かにあります。

〇事務局（小川障害福祉係主事）　いや、今の話に関連して申し上げると、自立支援協議会の生活部会のところで、去年、おとといですか、やはりコロナのことで、実際、障害のある人がどれだけ困っているんだろうということを調べようということをやりました。そういう中で、療育センターの相談員さんが委員に入っていまして、なかなか全体的にはできないので、そういうポイント、ポイントでやっていこう、できるところでやっていこうというふうにやった中では、療育センターの相談員さんから現場の職員の方にお願いして、現場の職員がいろんな思いを聞き取るというような作業をしていただいたので、声が集められたということがあるので、やはりそういうような、今山崎が申し上げたような関係性のある方から本音を聞き取るというか、そういうようなことも必要かなというふうに思っています。

〇Ｈ部会長　ありがとうございます。

そういう声が拾えると、この総合プランに厚みが出るような、意味が深くなるような気がしています。

このぐらいで大丈夫ですか。